

破産・再生手続関係郵券等一覧表（本庁・管内支部共通）

破産手続開始申立て

		手数料(印紙)	債権者宛封筒	申立人宛封筒	予納郵券	官報公告費用
同 廃	本人 申立て	1,500円 (民訴費用法別表第一の16項,17 項ホ)	債権者数×1組 (82円切手貼付)	6枚(うち3枚には 82円切手貼付)	82円×5枚 (計410円)	10,584円
	代理人 申立て			3枚 (82円切手貼付)		
管 財	個人	1,000円 (民訴費用法別表第一の16項)	債権者数×1組 (92円切手貼付)	4枚 (切手不要)	① 債権者多数の場合 (債権者50名以上) 100円×10枚 82円×40枚 10円×40枚 1円×10枚 (計4,690円)	13,834円
	法人				② ①以外の場合 (債権者50名未満) 100円×5枚 82円×20枚 10円×20枚 1円×10枚 (計2,350円)	13,197円
	債権者 申立て	20,000円 (民訴費用法別表第一の12項)			上記①に加え, 500円×4枚 52円×2枚 10円×4枚 (計6,834円)	予納金から支出 するため,別途納 付は不要
	免責許可 の申立て	500円 (民訴費用法別表第一の17項ホ)			債権者数×1組 (82円切手貼付)	3枚 (82円切手貼付)

再生手続開始申立て

		手数料(印紙)	債権者宛封筒	申立人宛封筒	予納郵券	官報公告費用
個人再生		10,000円 (民訴費用法別表第一の12項の 2)	債権者数×1組 (92円切手貼付)	6枚 (切手不要)	100円×5枚 82円×10枚 10円×10枚 1円×20枚	12,268円
通常 再生	個人 法人			10枚 (切手不要)	310円×10枚 100円×5枚 82円×20枚 10円×20枚 1円×20枚	予納金から支出 するため,別途納 付は不要